独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥類の重要な繁殖地となっている。

これまで、小笠原群島で繁殖が確認された鳥類は二十六種であるが、陸鳥ではこのうちの六種はすでに絶滅しており、現在は、世界的な珍鳥とされる固有種で文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）における特別天然記念物であるハハジマメグロを始め、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワ等九種が繁殖している。海鳥では、現在、クロアシアホウドリ、コアホウドリ、カツオドリ、オーストンウミツバメ、オナガミズナギドリ等九種が繁殖している。また、シギ・チドリ類、カモ類等の水鳥の渡りの中継地となっている。哺乳類については、オガサワラオオコウモリが唯一の固有種であり、現在は、父島を中心に百三十頭程度が生息している。この他、ヤギ、ネコ、ネズミ類が野生下で生息しているが、いずれも人為的に持ち込まれたものである。

このように、当該区域は、小笠原固有の希少鳥獣の生息地及び繁殖地として重要な区域であることから、区域を父島及び母島の全域及び海鳥類の繁殖地から一キロメートル以内の海域に拡張して鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元ＮＰＯ、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島ごとの生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。

ロ　鳥獣の集団のねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入り、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元ＮＰＯ、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

ハ　鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

○環境省告示第四十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、小笠原群島鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

小笠原群島特別保護地区

二　区域

小笠原群島鳥獣保護区のうち、東京都小笠原村所在聟島列島の島しょの区域、父島列島の父島（字扇浦二二番二の西端を起点とし、同所から都道二四〇号線沿いに直線で百五十メートル北進した地点に至り、同所から字扇浦二〇番七の南西端へ最短距離で結ぶ直線を東進し字扇浦二十番七の南西端との交点に至り、同所から連珠谷国有林一九林班へ一小班と字扇浦二〇番七及び同二一番との境界線を南進し同二一番の南東端に至り、同所から字扇浦二一番二の北西端を最短距離で結ぶ直線を東進し字扇浦二一番二の北西端に至り、同所から同小班と字扇浦二一番二との境界線を南進し字扇浦二一番二の南東端に至り、同所から字扇浦二二番二の北東端を最短距離で結ぶ直線を南進し字扇浦二二番二の北東端に至り、同所から同林班ち小班と字扇浦二二の二との境界線を西進し起点に至る線に囲まれた区域、字扇浦三〇番一、同三〇番二、同三一番一、同三三番五、同三三番六、同三三番七、同三三番八、同三三番三九、同六一番、同六二番、同六三番、同六四番一、同六五番、同六六番、同六八番一、同七〇番、同七一番、同七二番、同七三番、同七五番、同七六番、同七七番、同一〇一番、同一〇三番、同一〇四番、同一〇五番、同一〇六番、同一〇七番、同一〇八番、同一一五番、同一一六番、同一一七番、同一二五番一、字二子四番一（字二子三番一と字扇浦六九番との境界線の延長線より北の区域に限る。）、同七番二、同八番三、同八番四、同九番二、同一三番二、同二四番二、同三〇番（字扇浦七三番の北西端と南西端を結ぶ直線の延長線より北東の区域に限る。）、字小曲三番七、同四番七、同五番二、同五番三、同七番一、同八番一、同九番一、同一〇番一、同一〇番三、同一一番一、同一二番一、同一二番二、同一三番、同一四番、同一五番、同一六番、同一七番、同一八番、同一九番、同二〇番、同二一番、同二二番、同三七番一、同三八番一、同三八番三、同三九番一、同七五番、同七六番一、同七七番一の区域。ただし、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路を除く。）、南島及び同島に属する島しょの区域並びに母島列島のうち、向島、鰹鳥島、中鰹鳥島、小鰹鳥島、丸島、二子島、平島、姉島、妹島、姪島及びこれらの島に属する島しょの区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

小笠原群島は、大陸から遠く隔てられ、大陸と陸続きになったことがない海洋島で、独自の進化を遂げた固有の鳥獣類が繁殖しているほか、亜熱帯気候の海域に生息する海鳥類の重要な繁殖地となっている。鳥類については、陸鳥では、過去に繁殖していた六種はすでに絶滅しており、現在繁殖している陸鳥は九種である。このうち、オガサワラノスリ、アカガシラカラスバト、オガサワラカワラヒワは生息個体数が少なく、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類に分類され、絶滅が危惧されている。海鳥では、コアホウドリ、オーストンウミツバメ等の希少な海鳥類が繁殖しているほか、クロアシアホウドリ、カツオドリ、オナガミズナギドリ等が集団で繁殖している。哺乳類については、オガサワラオオコウモリが唯一の固有種であり、環境省が作成したレッドリストで絶滅危惧ＩＡ類に分類され、絶滅が危惧されている。特に父島扇浦地域においては、毎年冬季にほぼ全ての個体が集まり、集団でねぐらを形成していることから、本種の安定した生息のためには、当該地域の保全が重要となっている。

これらの海鳥の繁殖地として特に重要な区域について、引き続き鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定するとともに、オガサワラオオコウモリが冬季に集団でねぐらを形成する地域及びその周辺地域を新たに特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努めるとともに、国の関係機関、関係地方公共団体、地元ＮＰＯ、地域住民等と連携協力し、鳥獣以外の生物を含む島ごとの生態系の保全を図ることを基本として、外来植物の根絶、鳥獣を捕食する可能性のあるネコの排除や鳥獣にとって重要な生息地への侵入防止、ヤギ、ネズミ類の排除等必要な保全対策を講じる。

ロ　鳥獣の集団のねぐらや集団繁殖地への無秩序な立入り、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、国の関係機関、関係地方公共団体、地元ＮＰＯ、地域住民等と連携協力した巡視や普及啓発活動等に取り組む。

ハ　オガサワラオオコウモリが冬季にねぐらを形成する地域及びその周辺地域について、関係地方公共団体とも連携協力し、土地所有者、農業関係者、観光業者等と調整を行いながら、適切な保全を図る。

ニ　鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然観察、環境学習等の場として活用を図る。

○環境省告示第四十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月二十七日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

北硫黄島鳥獣保護区

二　区域

東京都小笠原村所在北硫黄島の区域及び北硫黄島平均海面時の海岸線から沖合三百メートル以内の海域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京都の南方約千百七十キロメートル、小笠原群島父島の南方約百八十キロメートルに位置する北硫黄島全域とその周辺海域である。

北硫黄島は、南北三・三キロメートル、東西二・一キロメートル、周囲八キロメートルの楕円形の海洋島で、切り立った海蝕崖と礫浜に囲まれた火山島である。同島の最高地点は標高七百九十二メートルで、山肌は深い浸食谷に刻まれ、急な斜面には岩肌が露出しており、起伏に富んだ地形となっている。